

令和2年度市民参加手続実施状況

令和3年7月1日(木)
令和3年度第1回自治推進委員会 資料2

1 基本構想

※市民参加手続(項目) ①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他
策定 ③必須、②④が非常に適している
変更 ③必須、②が非常に適している

番号	担当課	対象事項		対象事項の事業実施期間	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続											
		名称	分類		①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続(項目)	手続方法	手続実施期間	手続の結果	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上選択しなかった理由					
			項目															制定改廃				
1	企画政策課	第6次日進市総合計画の策定	条例第7条第1項第1号基本構想	策定・制定・導入	平成30年9月～令和3年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	①附属機関	日進市総合計画審議会	令和2年4月～令和3年1月全4回開催	第6次日進市総合計画に盛り込む内容についての審議、答申等を行った							
2	企画政策課	第2期日進市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	条例第7条第1項第1号基本構想	策定・制定・導入	令和2年4月～令和3年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	①附属機関	日進市総合戦略推進委員会	令和2年4月～令和3年1月全4回開催	第2期日進市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込む内容についての審議、答申等を行った			第6次日進市総合計画と内容を一体化して作成しており、ワークショップ及び意向調査は総合計画の手続と併せて行っているため。				
3	市民協働課	第3次日進市男女平等推進プラン策定	条例第7条第1項第1号基本構想	策定・制定・導入	令和3年4月～令和13年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	①附属機関	日進市男女平等推進審議会	令和2年4月～3月全4回	計画の体系・内容についての審議等を行った			令和元年度に④意向調査実施済み。				

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ③必須、②④が非常に適している

変更 ③必須、②が非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期 間	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続						
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	手続の結果	適用除外 事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上選択し なかった理由
			項目	制定改廃														
4	生涯学 習課	第5次日進市 生涯学習4Wプ ラン策定	条例第7 条第1項 第1号 基本構想	策定・ 制定・ 導入	令和2年 4月～令 和4 年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	①附属機関	第5次日進市生涯学習5W プラン策定にかかる団体 ヒアリング	令和2年10月、令和3年 2月	第5次日進市生涯学習4Wプラン策定に かかる7団体を対象に説明および質疑応 答を行った。			令和3年度に③パブリックコメント手続実 施予定。
												①附属機関	第5次日進市生涯学習4W プラン策定にかかる社会 教育委員会のヒアリング	令和2年12月	社会教育委員会にて策定に関する提案 や質疑応答を行った。			
												④意向調査	アンケート調査	令和2年11月5日～令 和2年11月27日 令和2年12月24日～令 和3年1月11日	市内在住の16歳以上の約3,500名を無作 為抽出 回答数:1,351件			
5	介護福 祉課	第6期日進市 障害福祉計 画・第2期障 害児福祉計画の 策定	条例第7 条第1項 第1号 基本構想	策定・ 制定・ 導入	令和2年 1月～令 和3年3 月		◎	◎ (必須)	◎	○	○	①附属機関	障害者自立支援協議会	令和2年6月～令和3年 2月 全4回開催	計画の内容等について意見を聞いた。			
												②ワークショップ	日進市障害福祉計画検討 部会	令和2年8月～令和2年 12月 全4回開催	参加者: 第1回13名、第2回16名、第3回14 名、第4回16名 計画に反映させる内容について話し合っ た。			
												③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント手続	令和3年1月4日～2月3 日	提出人数: 5名 提出意見: 29件 表現変更や内容について再検討を行っ た。			
												④意向調査	アンケート調査	令和2年4月1日～4月 30日	対象者:①サービス利用者②一般③事業 所④支援団体 対象数:①909部②1,488部③265部④21 部 回答数:①427部②761部③169部④17部 回収率:①47.0%②51.1%③63.8%④81.0% 計画策定の検討資料とした。			
6	環境課	日進市一般廃 棄物処理基本 計画	条例第7 条第1項 第1号 基本構想	策定・ 制定・ 導入	令和2年 4月～令 和3年3 月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	①附属機関	日進市一般廃棄物処理基 本計画策定委員会	令和2年9月7日、10月8 日、11月6日、12月22 日、3月23日	意向調査(アンケート調査)について審議 を行った。			令和3年度に③パブリックコメント手続実 施予定。
												④意向調査	アンケート調査	令和3年2月1日～令和 3年2月19日	有効回答数1,669通			

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ③必須、②④が非常に適している

変更 ③必須、②が非常に適している

番号	担当課	対象事項				対象事項の 事業実施期 間	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続					
		名称	分類		①		②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続 （項目）	手続方法	手続実施期間	手続の結果	適用除外 事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上選択し なかった理由
			項目	制定/改廃														
7	教育総務課	第二次日進市教育振興基本計画策定	条例第7条第1項第1号基本構想	策定・制定・導入	令和2年6月～令和3年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	①附属機関	日進市教育振興基本計画策定委員会	令和3年1月～3月全2回開催	計画等に盛り込む内容についての審議を行った			附属機関において専門家からの意見を伺い、パブリックコメント手続により市民の意見を反映するため。
												③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和3年2月16日～令和3年3月15日	提出人数:6名 提出意見:52件 表現変更や内容について再検討を行った			
8	地域福祉課	第8期にっしん高齢者ゆめプランの策定	条例第7条第1項第1号基本構想	策定・制定・導入	令和2年1月～令和3年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	①附属機関	日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	令和2年8月～令和3年2月 全4回実施	計画に盛り込む内容についての審議等を行った			
												③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和3年1月4日～2月3日	提出人数:3名 提出意見:9件 計画等に反映させる内容について検討した			
												④意向調査	アンケート調査	令和2年1月～3月	対象者:①一般高齢者、②在宅介護認定者、③市内高齢者福祉施設、④ケアマネジャー 対象数:①2,500件、②1,200件、③31件、④68件 回答数:①1,517件、②725件、③31件、④60件 計画策定の参考とした			
9	防災交通課	日進市地域強靱化計画の策定	条例第7条第1項第1号基本構想	策定・制定・導入	令和2年4月～令和2年10月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	①附属機関	日進市防災会議	令和2年9月28日	計画(案)についての審議を行った			国土強靱化基本法に基づき策定された国の国土強靱化基本計画に準じて、愛知県地域強靱化計画が策定されており、それらの計画と調和・連携した基本法第13条に基づき策定される計画であることから、ワークショップや意向調査の手法により策定する余地がなかったため。
												③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和2年7月6日～8月5日	意見提出3人(11件)			
10	防災交通課	日進市地域防災計画の修正	条例第7条第1項第1号基本構想	変更・改廃	令和2年12月～令和3年3月	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	①附属機関	日進市防災会議	令和3年3月12日	修正(案)についての審議を行った			災害対策基本法第42条により国の防災基本計画に基づき作成及び必要な修正が義務付けられた計画であり、また県地域防災計画に準じた内容でなければならぬことからワークショップによる話し合いにより内容を変更していく計画ではないため。
												③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和3年1月5日～2月3日	意見提出3人(8件)			

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ③必須、②④が非常に適している

変更 ③必須、②が非常に適している

番号	担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期 間	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続							
		名称	分類		①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	手続の結果	適用除外 事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上選択し なかった理由	
			項目															制定改廃
11	防災交 通課	日進市国民保 護計画の修正	条例第7 条第1項 第1号 基本構想	変更・ 改廃	令和2年 12月～ 令和3年 3月	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	①附属機関	日進市防災会議	令和3年3月12日	修正(案)についての審議を行った			武力攻撃事態等における国民の保護の ための措置に関する法律第35条の規定 により、国の国民の保護に関する基本方 針に基づき作成される県の国民保護計 画に基づき作成及び修正が義務付けら れた計画であり、ワークショップによる話 し合いにより内容を変更していく計画では ないため。
												③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント手続	令和3年1月5日～2月3 日	意見提出0人(0件)			
12	都市計 画課	日進市都市計 画マスター プラン及び緑の 基本計画の改 定	条例第7 条第1項 第1号 基本構想	変更・ 改廃	平成30 年6月～ 令和3年 3月	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和2年10月8日～令 和3年3月25日(4回実 施)	計画等に盛り込む内容の審議を行った			令和元年度に②ワークショップ実施済 み。
												③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント手続	令和3年1月27日～令 和3年2月26日	(都市マスタープラン)提出人数:16名 提 出意見:96件(緑の基本計画)提出意 見:13名 提出意見:56件 反映状況等:表 現変更や内容について再検討を行った。			
13	都市計 画課	日進市耐震改 修促進計画の 見直し	条例第7 条第1項 第1号 基本構想	変更・ 改廃	令和2年 7月10日 ～令和3 年3月19 日	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント手続	令和3年2月5日～令和 3年3月4日	提出人数:1名 提出意見:1件 反映状況等:今後の事務の参考とします。			旧耐震基準の建物所有者は高齢者が圧 倒的に多く、コロナ禍においてワーク ショップの開催は困難であったため、基本 構想の策定においては◎となっている意 向調査を代替措置としてアンケート調査を 行ったもの。
												④意向調査	アンケート調査	令和2年10月7日～令 和2年10月25日	対象者:市の木造住宅無料耐震診断利 用者(平成25年度～令和元年度)336件、 昭和56年基準法改正前の木造住宅、非 木造住宅の所有者1156件 対象数:1492 件 回答数:618件(回答率:41.4%)反映状況 等:計画の分析結果に反映			

2 基本条例

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他
 策定 ②③が非常に適している
 変更 ③④⑤が非常に適している

番号	担当課	対象事項				対象事項の 事業実施期 間	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続					
		名称	分類		①		②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	手続の結果	適用除外 事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上選択し なかった理由
			項目	制定改廃														
1	健康課	日進市みんな ですすめる歯 と口腔の健康 づくり条例	条例第7 条第1項 第2号 基本条例	策定・ 制定・ 導入	令和2年 4月～令 和3年3 月	○	◎	◎	○	○	○	③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント手続	令和2年11月9日～12 月9日	提出人数:2名 提出意見:3件 表現変更及び内容について再検討を 行った			新型コロナウイルス感染拡大予防の観点 から、ワークショップ方式より説明会を行 う方が適切であると判断したため。
												⑥説明会	説明会等	令和2年11月4日	参加者:80名 条例についての説明及び歯科医師によ る講演			
2	行政課	日進市公契約 条例の制定	条例第7 条第1項 第2号 基本条例	策定・ 制定・ 導入	令和2年 度～令 和3年 度	○	◎	◎	○	○	○	④意向調査	アンケート調査 (事業者向け)	令和2年10月～ 11月	対象者:市内事業者等 対象数:41事業者 回答数:37事業 郵送によるアンケート調査			令和3年度に③パブリックコメント手続実 施予定。 公契約条例は、公契約の基本方針を定 めたものであり、一般市民を対象としたも のでなく、主として公契約の関係を対 象としたものとなっている。 そのため、公契約の受注者となり得る市 内の事業者等や契約関係事業者団体に 意見徴収することが条例内に意見を反映 する手段としてより効果的と考えられたた め、この方法とした。またコロナウイルス 感染症の感染拡大防止のため、対面 での接触を避け、アンケート調査や電話 での聞き取り調査、パブリックコメントを行う こととした。
												④意向調査	アンケート及び聞き取り調 査 (事業者団体向け)	令和3年1月～ 3月	対象者:契約関係事業者団体 対象数:6団体 郵送及び聞き取りによる調査			

3 義務権利条例 実施なし

4 生活影響制度

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ④⑤⑥が非常に適している

変更 ④⑤⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している

番号	担当課	対象事項				対象事項の 事業実施期 間	望ましい市民参加手続の手法						市民参加の手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	実際に行った市民参加手続				
		名称	分類		変更・ 改廃		①	②	③	④	⑤	⑥				手続の結果	適用除外 事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上選択し なかった理由	
			項目	制定改廃																
1	防災交通課 移動政策室	市内巡回バス 「くるりんばす」 部分改正方針 案に対する意 見募集	条例第7 条第1項 第3号 生活影響 制度	変更・ 改廃	令和2年 4月～令 和4年3 月	○	○	*	◎	◎	◎	①附属機関	地域公共交通会議、専門 部会の開催	令和2年4月～令和3 年3月 (公共交通会議5回、専 門部会5回)	方針案の検討を行ったもの				令和3年度に③パブリックコメント手続実 施予定。 今回の改正方針案は、これまでに実施し た各種アンケート等により把握している改 善を希望する項目をもとに、路線の枠組 みを大きく変えない範囲で実施する部分 改正であり、路線の一部変更のため、軽 易な改正となる。 ③パブリックコメント手続及び各種アン ケートより市民の意見を反映し、①附属 機関(公共交通会議、専門部会)におい て、専門家からの意見を伺ったため。	

5 公共用施設設置計画

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ①②⑥が非常に適している

変更 ①④⑥が非常に適している

番号	担当課	対象事項				対象事項の 事業実施期 間	望ましい市民参加手続の手法						市民参加の手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	実際に行った市民参加手続				
		名称	分類		策定・ 制定・ 導入		①	②	③	④	⑤	⑥				手続の結果	適用除外 事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上選択し なかった理由	
			項目	制定改廃																
1	こども課	公立保育施設 再整備計画の 策定	条例第7 条第1項 第4号 公共用施 設設置計 画	策定・ 制定・ 導入	令和元 年7月～ 令和3年 3月	◎	◎	○	○	○	◎	①附属機関	保育園運営協議会	令和2年4月～令和3年 3月	計画の策定を審議				就学前児童をもつ保護者を対象とした子 育て支援に関するアンケート調査や民間 保育所も含めた全園児の保護者へのアン ケート調査を実施することにより、利用 者にとって望ましい意見をより広く聴取す ることができるため。	
												③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント	令和3年1月15日～2月 15日	提出人数6人、件数35件 計画に一部意見を反映					

6 努力義務

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

番号	担当課	対象事項				対象事項の 事業実施期 間	実際に行った市民参加手続											
		名称	分類		①		②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	手続の結果	適用除外 事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上選択し なかった理由
			項目	制定改廃														
1	産業振 興課	シティプロモ ーション戦略の 策定	条例第7 条第4項 努力義務	-	令和2年 4月～令 和3年3 月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント手続	未実施(翌年度に先送 り)	未実施			
						○	○	○	○	○	○	④意向調査	アンケート調査	未実施(翌年度に先送 り)	未実施			
2	保険年 金課	日進市国民健 康保険 第2期 保健事業実施 計画(データヘ ルス計画)及び 第3期特定健 康診査等実施 計画の見直 し・修正	条例第7 条第4項 努力義務	-	令和3年 2月1日 ～令和3 年3月3 日	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント手続	令和3年2月1日～令和 3年3月3日	提出人数: 0名 提出意見: 0件			
3	環境課	日進市環境基 本計画年次報 告書	条例第7 条第4項 努力義務	-	令和2年 4月～令 和3年1 月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	環境まちづくり評価委員会	令和2年10月15日、令 和3年1月8日	令和2年度版日進市環境基本計画年次 報告書、パブリックコメント回答(案)につ いて審議をおこなった			
						○	○	○	○	○	○	③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント手続	令和2年11月17日～12 月16日	提出人数: 3名 提出意見: 37件			
4	都市計 画課	暫定用途地域 調査検討業務	条例第7 条第4項 努力義務	-	平成28 年11月 ～令和3 年	○	○	○	○	○	○	④意向調査	書面による意向調査	令和3年3月9日～ 令 和3年3月24日 対象: 地権者(赤池町 箕ノ手ほか地区、折戸 町鎌ヶ寿ほか地区)	意見提出人数 赤池町箕ノ手ほか地区 212人 折戸町鎌ヶ寿ほか地区 97人 今後の検討資料とする			
5	都市計 画課	名古屋都市計 画用途地域等 の変更	条例第7 条第4項 努力義務	-	令和2年 10月～ 令和3年	○	○	○	○	○	○	⑥説明会	説明会	令和2年10月14日	参加者: 17名 変更内容の説明と質疑応答			
6	都市計 画課	名古屋都市計 画用途地域等 の変更(南山 エピック地区 計画)	条例第7 条第4項 努力義務	-	令和2年 10月～ 令和3年	○	○	○	○	○	○	⑥説明会	説明会	令和2年11月8日	参加者: 31名 変更内容の説明と質疑応答			

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

番号	担当課	対象事項				対象事項の 事業実施期 間	実際に行った市民参加手続												
		名称	分類		①		②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	手続の結果	適用除外 事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上選択し なかった理由	
			項目	制定改廃															
7	都市計 画課	名古屋都市計 画生産緑地地 区の変更	条例第7 条第4項 努力義務	-	令和2年 10月～ 令和3年 3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和3年3月25日	変更内容の説明				
													⑥説明会	説明会	令和2年10月22日	参加者:6名 変更内容の説明と質疑応答			
													⑦その他	法定縦覧	令和2年12月8日～令 和2年12月22日	縦覧人数:1名 意見提出:0名			
8	情報広 報課	日進市ICT推 進のための基 本方針(案)	条例第7 条第4項 努力義務	-	令和3年 4月～令 和8年3 月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント	令和3年2月5日から令 和3年3月4日	縦覧人数:3名 提出意見:9件				
9	企画政 策課	第3次日進市 経営改革プラン	条例第7 条第4項 努力義務	-	令和2年 4月～ 令和3年 3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	日進市行政改革推進委員 会	令和3年1月29日～令 和3年3月1日	第3次日進市経営改革プランに盛り込む 内容についての審議、答申等を行った				
													③パブリックコメン ト手続	パブリックコメント手続	令和2年4月～令和3年 3月 全3回開催	提出人数:3名 提出意見:13件			

令和3年度市民参加手続実施予定（令和3年6月1日現在）

1 基本構想

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ③必須、②④が非常に適している

変更 ③必須、②が非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間	望ましい市民参加手続の手法						実際に行う予定の市民参加手続					
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の 手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上 選択しなかった理由
			項目	制定改廃													
1	環境課	日進市一般廃棄物 処理基本計画	条例第7条第1項 第1号 基本構想	策定・ 制定・ 導入	令和3年4月 ～令和4年3 月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	①附属機関	日進市一般廃棄物処理 基本計画策定委員会	令和3年5月頃～令和4 年3月頃(予定)			
												③パブリック コメント手続	パブリックコメント	令和3年11月頃～令和3 年12月頃(予定)			
												④意向調査	市民3,000世帯へのアン ケート調査	令和3年5月頃～令和4 年3月頃(予定)			
2	生涯学習課	第5次日進市生涯学 習4Wプラン策定	条例第7条第1項 第1号 基本構想	策定・ 制定・ 導入	令和2年4月 ～令和4年3 月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	③パブリック コメント手続	パブリックコメント手続	未定			令和2年度に④意向調査実施済み。
3	防災交通課	日進市地域防災計 画の修正	条例第7条第1項 第1号 基本構想	変更・ 改廃	令和3年12月 ～令和4年3 月	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	①附属機関	附属機関(日進市防災 会議)	令和4年3月			災害対策基本法第42条により国の防 災基本計画に基づき作成及び必要な 修正が義務付けられた計画であり、ま た県地域防災計画に準じた内容でな ければならないことからワークショップ による話し合いにより内容を変更して いく計画ではないため。
												③パブリック コメント手続	パブリックコメント手続	令和4年1月～令和4年2 月			
4	図書館	日進市子ども読書活 動推進計画の改定	条例第7条第1項 第1号 基本構想	変更・ 改廃	令和3年度	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	①附属機関	(附属機関等) 日進市立図書館協議会	令和3年度 (全3回)			子どもの読書について①附属機関で 専門的知見から意見を伺い、保護者 を始め広く多数の市民から意見を集 め、計画に反映させるために④アン ケート調査を行う。
												③パブリック コメント手続	パブリックコメント手続	12月頃			
												④意向調査	(意向調査) アンケート調査	6月～8月			

2 基本条例

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他
策定 ②③が非常に適している 変更 ③④⑤が非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間	望ましい市民参加手続の手法						実際に行う予定の市民参加手続					
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の 手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上 選択しなかった理由
			項目	制定改廃													
1	産業振興課	(仮称)中小企業振興基本条例の制定	条例第7条第1項第2号基本条例	策定・制定・導入	令和3年4月～令和4年3月	○	◎	◎	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和3年11月～12月			条例の支援対象が中小企業であることから、個人事業者を含む市内商工会員を対象としたアンケート調査とするもの。
						○	◎	◎	○	○	○	④意向調査	(意向調査)アンケート調査	令和3年7月			
2	行政課	日進市公契約条例の制定	条例第7条第1項第2号基本条例	策定・制定・導入	令和2年度～令和3年度	○	◎	◎	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和3年6月～7月実施予定			令和2年度に④意向調査を実施済み。 公契約条例は、公契約の基本方針を定めたものであり、一般市民を対象としたものでなく、主として公契約の関係者を対象としたものとなっている。そのため、公契約の受注者となり得る市内の事業者等や契約関係事業者団体に意見徴収することが条例内に意見を反映する手段としてより効果的と考えられたため、この方法とした。またコロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面での接触を避け、アンケート調査や電話での聞き取り調査、パブリックコメントを行うこととした。

3 義務権利条例

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他
策定 ①⑥が非常に適している 変更 ①④⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間	望ましい市民参加手続の手法						実際に行う予定の市民参加手続					
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の 手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上 選択しなかった理由
			項目	制定改廃													
1	環境課	日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例	条例第7条第1項第2号義務権利条例	変更・改廃	令和3年4月～令和3年12月	◎	○	*	◎	○	◎	①附属機関	日進市環境まちづくり評価委員会	令和3年8月～11月			
						◎	○	*	◎	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント	令和3年9月頃			
						◎	○	*	◎	○	◎	④意向調査	(意向調査)アンケート調査	令和3年9月頃			

4 生活影響制度

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他
 策定 ④⑤⑥が非常に適している
 変更 ④⑤⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間	望ましい市民参加手続の手法						実際に行う予定の市民参加手続							
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の 手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上 選択しなかった理由		
			項目	制定改廃															
1	防災交通課移動政策室	市内巡回バス「くるりんばす」部分改正方針案に対する意見募集	条例第7条第1項第3号	生活影響制度	変更・改廃	令和2年4月～令和4年3月	○	○	*	◎	◎	◎	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和3年5月～令和3年6月			令和2年度に①附属機関実施済み。今回の改正方針案は、これまでに実施した各種アンケート等により把握している改善を希望する項目をもとに、路線の枠組みを大きく変えない範囲で実施する部分改正であり、路線の一部変更のため、軽易な改正となる。③パブリックコメント手続及び各種アンケートより市民の意見を反映し、①附属機関(公共交通会議、専門部会)において、専門家からの意見を伺ったため。

5 公共用施設設置計画

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他
 策定 ①②⑥が非常に適している
 変更 ①④⑥が非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間	望ましい市民参加手続の手法						実際に行う予定の市民参加手続							
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の 手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上 選択しなかった理由		
			項目	制定改廃															
1	財務政策課	公共施設総合管理計画の見直し	条例第7条第1項第4号	公共用施設設置計画	変更・改廃	令和3年4月～令和4年3月	◎	○	○	◎	○	◎	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和4年1月～令和4年3月			既に策定された計画の見直しであり、パブリックコメントにより公表し広く市民の意見を募集したいため
							◎	○	○	◎	○	◎	◎	④意向調査	意向調査	令和3年6月～令和3年12月			

6 努力義務

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

番号	担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間	①	②	③	④	⑤	⑥	実際に行う予定の市民参加手続					
		名称	分類									市民参加の 手続 (項目)	手続方法	手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上 選択しなかった理由
			項目	制定改廃													
1	産業振興課	シティプロモーション戦略の策定	条例第7条第4項 努力義務	-	令和3年4月 ～令和4年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリック コメント手続	パブリックコメント手続	令和3年1月～2月			
												④意向調査	(意向調査) アンケート調査	未定			
2	環境課	日進市環境基本計画 年次報告書	条例第7条第4項 努力義務	-	令和3年4月 ～令和4年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	環境まちづくり評価委員会	令和3年8月頃			
												③パブリック コメント手続	パブリックコメント手続	令和3年9月下旬頃～10 月下旬頃			
3	都市計画課	暫定用途地域調査 検討業務	条例第7条第4項 努力義務	-	平成28年11 月～令和3年	○	○	○	○	○	○	④意向調査	(意向調査) 合意収集	未定			
												⑤意見交換	(説明会等) 意見交換会	未定			
4	都市計画課	名古屋都市計画用 途地域等の変更	条例第7条第4項 努力義務	-	令和2年7月 ～令和3年12月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	(法定手続) 附属機関(都市計画審 議会)	未定			
												⑥説明会	(法定手続) 説明会	未定			
												⑦その他	(法定手続) 法定縦覧	未定			
												①附属機関	(法定手続) 附属機関(都市計画審 議会)	未定			
												⑥説明会	(法定手続) 説明会	未定			
												⑦その他	(法定手続) 法定縦覧	未定			